

# 公 示

## 公示第 8 号

道路運送法施行規則第 15 条の 4 第 3 号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について

道路運送法施行規則第 15 条の 4 第 3 号の規定に基く旅客の利便を阻害しないと認める場合について、下記の通り定めたので公示する。

平成 14 年 7 月 1 日

北陸信越運輸局長 武藤 秀一

### 記

旅客の利便を阻害しないと認める場合

適用区域 長野県

- (1) 規則第 10 条第 1 項第 1 号ロに規定する長距離急行運送等に係る路線の休止又は廃止の場合
- (2) 付替路線（停留所の位置の変更がないものに限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合
- (3) 規則第 10 条第 1 項第 1 号イに規定する定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合
- (4) 休止から 1 年以上経過した路線の廃止の場合
- (5) 概ね 300m 以内の区間の休止又は廃止で、当該市町村からの同意がある場合
- (6) 路線の沿線地域の住民の日常的な利用がない路線の休止又は廃止で、当該市町村からの同意がある場合
- (7) 地域公共交通会議又は道路運送法施行規則第 9 条第 2 項に規定された協議会の協議結果に基づく路線の休止又は廃止で、同会議又は協議会の同意がある場合

### 附 則

1. この公示は、平成 14 年 7 月 1 日から適用する。
2. 「道路運送法施行規則第 15 条の 4 第 3 号による旅客の利便を阻害しないと認める場合について」（平成 14 年 2 月 18 日付け公示第 125 号）は、平成 14 年 6 月 30 日限りでこれを廃止する。

### 附 則

1. この公示は、平成17年6月16日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

1. この公示は、平成20年7月1日から適用する。

附 則

1. この公示は、令和4年2月1日から適用する。